

年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 年金係
☎476-1111 (123・126)

◆国民年金後納制度について

- 国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます！

国民年金後納制度は、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年間分まで納めることができる制度です。過去5年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。

また、納付期間が不足して受給できなかった方が受給資格を得られる場合があります。過去5年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ『後納制度』をご利用ください。

◆過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ～

- 国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されました！

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、国民年金保険料の免除を申請することができます。

※申請時点の2年1か月前の月分まで申請ができるようになりました。

(例) 平成29年3月に2年1か月前を免除申請⇒平成27年2月分(平成26年度)の免除申請

※申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、国民年金保険料免除が承認されない場合があります。

※2年1か月前の月分まで国民年金保険料の免除申請をすることができますが、保険料免除申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。

～国民年金保険料の納付は口座振替がお得です～

保険料を口座振替にすると、振り込みの手間や納め忘れがなくなり大変便利です。また、早割・前納で納付すると保険料が割引されます。ぜひご利用ください。

※保険料を早割にすると月50円(年間600円)のお得！

※6か月分・1年分・2年分をまとめて前納するとさらにお得！

ただし、前納の申し込みは期限がありますのでご注意ください。

【申請およびお問い合わせ先】

鹿屋年金事務所

☎0994-42-5121

大崎町役場 住民環境課 年金係 ☎099-476-1111 (内線123・126)

広告

節税額無料診断！白色申告から青色申告へ乗換

平成29年3/16以降に申請手続きの場合、平成30年分から青色申告になります★

白色申告の方
こんな痛みありませんか？

- ★記帳が大変で頭が痛い！
- ★確定申告時期になると、ピリピリライラの神経痛！
- ★税金納付の際に、ふところが痛い！

その痛み、解さほぐします！

症状に当てはまる方は、青色申告へ乗換えると次の効用が得られます(個人差があります)。

- ★節税効果が得られ、ふところが温まります。
- ★節税分を活用して税理士に依頼すると記帳・申告書作成の負担から解放されます。
- ★確定申告時期も事業に集中できます。

乗換えて22万円の節税！

国税庁の資料『はじめてみませんか？青色申告！』で、利益600万円の白色申告者を例に、青色申告へ乗換えると約22万円の節税になると試算。

あなたの節税額はいくらでしょう？
無料で試算いたします。

赤田元日出税理士事務所・まんりょう税務会計事務所 ☎099-479-4170 志布志市志布志町志布志1-20-12